

J Rサービック労「申」第11号

2024年11月14日

株式会社関西新幹線サービック代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合執行

委員長 柳楽 関

年休の請求に関する申し入れ

就業規則第42条（請求手続）には、「社員は、毎月20日までに翌月分の年休使用日を、年休申込簿に所定事項を記入のうえ、会社に届け出ることとする。」と記載されている。この年休申込簿（年次有給休暇申込簿）は、（別紙1）として、事業部及び職名毎に分別されているものの、一枚の用紙に申込日が連記で10日間あり、その用紙が一冊のファイルに綴じられているため、他社員の申込情報が閲覧できる状況になっている。有給取得に関する情報は、個人情報であり、個人情報保護の観点から看過できない。また、事由については、記載は任意とされているものの、ほとんどの社員は何らかの事由を記載しているのが実態であり、その事由が本人の承諾なしに開示されることになることから著しいプライバシーの侵害となっている。したがって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答を行うこと。

記

1. 年休の請求については、直接本人から収集するようにすること。

以上